

協同組合の自己改革の道を閉ざす政府介入に対するアピール

2014年5月14日、政府の規制改革会議・農業ワーキンググループは『農業改革に関する意見』において「競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現する」ために、農業協同組合（農協）に対して、「中央会制度の廃止」「全農の株式会社化」「理事会の見直し」「組織形態の弾力化」などの見直しを求めた。6月13日に同会議は、『規制改革に関する第2次答申～加速する規制改革～』（第2次答申）をとりまとめ、さらに6月24日には、「今後5年間を農協改革集中推進期間」として第2次答申が示した方針に即して「自己改革」の実行を農協に強く要請する『規制改革実施計画』が閣議決定された。

ポスト TPP 対策としての性格を併せもつと思われるこれらの改革は、自然環境と深く結びついて多様に展開する農林水産業のあり方や、地域の雇用と生活の基盤となる経済社会に重大な影響を及ぼすだけでなく、これらを実現するために地域に根ざした事業に取り組む協同組合のあり方そのものに深刻な影響を及ぼすものと考えられる（2013年6月28日、日本協同組合学会理事会は、農林水産業だけでなく協同組合の活動にも大きな影響を及ぼしかねない TPP の交渉参加に反対声明を発表した）。

参加・協同・連帯を基本原理とし、地域住民の自助に基づく相互扶助活動を推進する協同組合は、地域の暮らしに立脚し、組合員自身によって出資・管理・運営される自主的・自立的組織である。しかるに、今回の規制改革会議の提言は、国家権力から相対的に独立した自治組織としての協同組合に対する「介入」であり、決して容認できるものではない。

今日、市場原理至上主義が世界を席卷し、格差・貧困問題が深刻化するなかで、未来に希望を持ってない多くの人々が不安を募らせている。そのような中で、真の豊かさと人間らしい暮らしの実現にむけた協同組合への期待およびその役割はこれまで以上に増している。国際的にも、協同組合の存在意義を再評価し、新たな協同組合や社会的企業を育成しようとする動きが広がっている。ILO は 2002 年に「協同組合の促進に関する勧告」を提言し、国連は 2012 年を国際協同組合同年（IYC）に定めることにより、飢餓や貧困の根絶、雇用の創出、社会的弱者の救済、農林水産業や地域社会の再生など、世界が抱えるさまざまな経済社会的な問題の解決に果たす協同組合の歴史的・今日的意義を明らかにしている。

1995年の国際協同組合同盟（ICA）マンチェスター大会で採決された新協同組合原則には、第4原則として「自治と自立」が盛り込まれたが、それは組合員による自治の尊重と政府との対等な協力関係の構築をめざしたものである。また、第7原則「コミュニティへの関与」には、総合農協をはじめとした日本の協同組合運動の地域生活に根ざした複合的・総合的な実践の蓄積が重要な示唆を与えたことはよく知られている。このように、21世紀においては、協同組合が社会の矛盾の解決に向けた公正かつ連帯的経済活動の発展に貢献することが期待されている。

日本協同組合学会は、組合員により運営されてきた自主的・自立的組織としての協同組合の存在意義を無視ないし否定し、構成員自身による主体的・協同的自己革新の道を閉ざすことになる規制改革の推進を断じて容認できない。わたしたちは、規制改革会議による不当な介入に対して反対を表明するとともに、協同組合が地域に根ざした公正な事業体として歴史的に果たしてきた役割と意義を、国内外の協同組合関係者のみならず、国民および政府関係者に強くアピールするものである。